

令和 8 年

第 7 回農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 6 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

1 番	白山	一男	2 番	高原	和重
3 番	林	康弘	4 番	土佐	好廣
5 番	木下	栄作	6 番	川腰	康子
7 番	山本	康雄	8 番	田邊	秀男
9 番	樋上	豊	10 番	島倉	忠悦
11 番	長谷	吉宗	12 番	長谷川	達夫
13 番	高橋	彰	14 番	堀	正
15 番	表	隆夫	16 番	齊田	博美
17 番	松井	正	18 番	明石	茂
19 番	末永	久義	20 番	炭谷	一三
21 番	坂井	吉三郎	22 番	瀧田	秀成
23 番	高越	博	24 番	山崎	善夫
25 番	北田	幹夫			

欠 席 委 員（0人）

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 第4 報告第 1 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 2 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 山本 和永
主 査 矢野 貴之

副主幹 清水 知昭
主 事 堀 圭吾

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和8年第7回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「13番 高橋委員」「15番 表委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第１号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第２号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号3番について、田邊 委員から説明をお願いします。

田邊委員

議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請者は、令和5年に既存敷地の一部が無断転用状態であることが判明したため、令和6年4月に農地法4条の是正申請を行い、同年5月に許可を受けました。しかし、その後、再調査を行ったところ、今回の申請地も当時申請すべき土地であったにもかかわらず、申請漏れがあったことが判明したため、再度是正の申請をするものです。

申請者の居住地は〇〇ですが、実母及び実姉が日常的な管理を行っております。農繁期には申請者も帰省し、農作業に従事しており、実姉は通年で農作業を行っております。

また、申請地は従前より住宅への通路及び農作業場として一体的に利用されており、代替可能性はないものと考えます。

これまで同様に生家の管理は親族で行い、周辺に被害を及ぼさないことや無断転用に十分留意することを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第３号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第３号の申請番号１０番について、山崎 委員から説明をお願いします。

山崎委員

議案第３号の申請番号１０番について説明します。

申請者である譲受人は、建設機械や産業機械の販売、整備、レンタル・リース業等を営んでおります。富山県及び石川県を中心に２０か所に店舗及び工場を有し、本市では、〇〇地内の〇〇号線沿いで営業をしております。

近年、業務の拡大により、保有する建設機械等の増加に伴い、現在の敷地では手狭となり、機械の配置や機械を移動するための動線の確保が困難となりました。

そのため、業務効率の低下及び安全管理上のリスクが顕著となったことから、敷地を拡張する計画に至りました。

今回の申請地は、既存地に隣接し、一体的な運用が可能となるため、事業の効率性の向上も図れることから、適地であると判断しました。

整備において、周囲に擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、周辺農地に被害が及ばさない計画としています。

あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第３号の申請番号１１番について、明石 委員から説明をお願いします。

明石委員

議案第３号の申請番号１１番について説明します。

申請者である譲受人は、高岡市及び射水市〇〇地内にて自動車の修理・点検・整備及び販売業を営んでいます。

中古車販売では、買い取り後、修理をして販売しますが、中には廃車にせざるを得ない車があります。

廃車の引き取りまでの間、〇〇地内の展示場に置いていますが、台数が増加すると、作業スペースが手狭となり、業務に支障が生じることから、廃車置き場を取得する計画に至りました。

譲受人は、既存の展示場のある市街化区域内で適地を検討しましたが、応じていただける方はいませんでした。

そのため、既存の展示場から離れていますが、法人の代表者が所有する〇〇地内の農地で整備することとしました。

申請地は宅地と道路に囲まれており、周囲に農地はありません。

整備において、砂利敷きとし、雨水は自然浸透及び前面道路の側溝に流す計画としています。

あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第３号の申請番号１２番について、田邊 委員から説明をお願いします。

田邊委員

議案第３号の申請番号１２番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地内で、中古自動車販売を営み、平成１５年に法人化し現在に至っています。

年間約８００台の車両を取り扱っており、そのうち約９０％を海外へ輸出しております。

現在、既存地では５０～６０台の車両が駐車可能ですが、取引先の依頼に十分に対応するためには、常時８０台程度の在庫を抱える必要があり、受注機会を逃している状況にあります。

そのため、受注の増加に対応するため、敷地を拡張する計画に至りました。

今回の申請地は、既存地に隣接し、一体的な運用が可能となるため、事業の効率性の向上も図れることから、適地であると判断しました。

整備において、周囲に擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、周辺農地に被害が及ばさない計画としています。

あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

高越委員

申請番号10番について、位置図を見る限り、既存地と申請地の間に農道があるが、この農道の管理はどうなるのか。

事務局（矢野）

用地課に確認したところ、申請した事業所が、既存地と申請地の間の法定外道路の払い下げを受けます。

議長（堀会長）

他に質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に、日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和8年第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時52分

令和 8 年第 8 回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和 8 年 7 月 6 日（木）午後 2 時から
- ・会 場 射水市役所大島分庁舎 3 階大会議室

2 令和 8 年度農地利用状況調査の実施について

議 長

署名委員

署名委員